

香川県条例第40号

公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 (公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表) 第5条 略</p> <p>(宿日直手当) 第24条 宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>7,400円</u>)を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額は、<u>6,600円</u>(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>11,100円</u>)を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額とする。 2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>22,000円</u>を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める月額の宿日直手当を支給する。</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 略</p>	<p>(給料表) 第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 高等学校等教育職給料表 (別表第1) (2) 中学校及び小学校教育職給料表 (別表第2) 2・3 略</p> <p>(宿日直手当) 第24条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円</u>(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>7,200円</u>)を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額は、<u>6,300円</u>(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>10,800円</u>)を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額とする。 2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>21,000円</u>を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める月額の宿日直手当を支給する。</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以</p>

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定管理職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	474,000
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	474,700
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	475,400
	41	232,000	287,300	352,400	404,800	476,000
	42	233,700	289,700	354,500	406,200	476,700
	43	235,300	292,000	356,400	407,500	477,400
	44	236,900	294,500	358,500	409,000	478,100
	45	238,300	296,500	360,300	410,600	478,700
	46	239,700	299,000	362,300	411,900	
	47	241,000	301,300	364,200	413,400	
	48	242,200	304,000	366,200	415,000	
	49	243,600	306,400	367,800	416,700	
	50	245,100	308,800	369,600	418,100	
	51	246,300	311,300	371,500	419,700	
	52	247,800	313,600	373,500	421,200	

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,300	200,600	261,100	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	263,600	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	265,900	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	268,200	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	270,800	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	273,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	275,400	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	277,600	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	279,900	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	282,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	284,600	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	286,800	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	289,200	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	291,300	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	293,200	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	295,200	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	297,300	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	299,800	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	302,300	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	305,000	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	307,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	309,900	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	312,200	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	314,900	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	317,500	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	319,800	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	322,200	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	324,400	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	326,700	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	328,700	386,500	466,400
	31	213,400	265,500	330,900	388,400	467,700
	32	215,100	267,700	333,100	390,400	469,000
	33	216,700	269,800	335,000	392,100	470,200
	34	218,500	272,000	337,100	393,800	470,900
	35	220,300	274,200	339,200	395,400	471,600
	36	222,100	276,200	341,300	397,200	472,300
	37	223,700	278,500	343,400	398,400	472,900
	38	225,500	280,500	345,500	399,900	473,600
	39	227,300	282,400	347,700	401,300	474,300
	40	229,100	284,400	349,800	402,700	475,000
	41	230,800	286,200	351,800	404,400	475,600
	42	232,500	288,600	353,900	405,800	476,300
	43	234,100	290,900	355,800	407,100	477,000
	44	235,700	293,400	357,900	408,600	477,700
	45	237,200	295,500	359,700	410,200	478,300
	46	238,600	298,000	361,700	411,500	
	47	239,900	300,300	363,700	413,000	
	48	241,100	303,000	365,700	414,600	
	49	242,600	305,400	367,300	416,300	
	50	244,100	307,800	369,100	417,700	
	51	245,300	310,300	371,000	419,300	
	52	246,800	312,600	373,000	420,800	

再任用職
員以外の
職員

53	249,000	315,800	375,300	422,900
54	250,200	318,000	377,100	424,400
55	251,600	320,100	378,900	426,000
56	252,700	322,300	380,600	427,600
57	254,000	324,200	382,100	429,100
58	255,100	326,300	383,700	430,600
59	256,200	328,400	385,400	431,800
60	257,400	330,400	387,100	433,000
61	258,700	332,500	388,300	434,200
62	259,800	334,600	389,700	435,500
63	261,200	336,800	391,100	436,800
64	262,300	339,000	392,400	438,000
65	263,600	340,700	393,800	439,200
66	265,100	342,900	395,000	440,400
67	266,600	344,900	396,400	441,600
68	268,300	347,100	397,800	442,800
69	269,700	348,900	399,100	444,000
70	271,100	350,800	400,400	445,200
71	272,500	352,800	401,800	446,400
72	273,900	354,800	403,100	447,600
73	275,000	356,400	404,400	448,700
74	276,400	358,300	405,800	449,300
75	277,800	360,100	407,200	449,800
76	279,000	362,000	408,500	450,300
77	280,200	363,800	409,700	450,800
78	281,400	365,500	410,900	
79	282,600	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	
85	289,500	375,800	419,500	
86	290,600	377,200	420,700	
87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900	
89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	
95	300,000	388,700	429,500	
96	301,200	389,900	430,300	
97	302,200	391,300	431,100	
98	303,300	392,300	431,500	
99	304,300	393,400	431,900	
100	305,400	394,400	432,300	
101	306,300	395,300	432,700	
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	
104	309,500	398,500	433,600	
105	310,100	399,200	433,900	
106	311,000	400,100	434,200	
107	311,800	401,000	434,500	
108	312,600	401,900	434,700	
109	313,500	402,700	434,900	
110	313,900	403,600	435,200	

再任用職
員以外の
職員

53	248,000	314,900	374,900	422,500
54	249,200	317,100	376,700	424,000
55	250,600	319,200	378,500	425,600
56	251,700	321,400	380,200	427,200
57	253,000	323,500	381,700	428,700
58	254,100	325,600	383,300	430,200
59	255,200	327,700	385,000	431,400
60	256,400	329,700	386,700	432,600
61	257,700	331,800	387,900	433,800
62	259,000	333,900	389,300	435,100
63	260,400	336,100	390,700	436,400
64	261,500	338,300	392,000	437,600
65	262,800	340,100	393,400	438,800
66	264,300	342,300	394,600	440,000
67	265,800	344,300	396,000	441,200
68	267,500	346,500	397,400	442,400
69	269,000	348,300	398,700	443,600
70	270,400	350,200	400,000	444,800
71	271,800	352,300	401,400	446,000
72	273,200	354,300	402,700	447,200
73	274,300	355,900	404,000	448,300
74	275,700	357,800	405,400	448,900
75	277,100	359,600	406,800	449,400
76	278,300	361,500	408,100	449,900
77	279,600	363,400	409,300	450,400
78	280,800	365,100	410,500	
79	282,000	366,800	411,800	
80	283,200	368,400	413,200	
81	284,300	369,900	414,500	
82	285,500	371,400	415,700	
83	286,700	372,900	416,700	
84	287,900	374,300	417,900	
85	289,000	375,400	419,100	
86	290,100	376,800	420,300	
87	291,100	378,200	421,500	
88	292,300	379,500	422,500	
89	293,400	380,800	423,600	
90	294,500	382,100	424,600	
91	295,700	383,300	425,600	
92	296,900	384,600	426,600	
93	297,500	385,900	427,500	
94	298,500	387,000	428,300	
95	299,600	388,300	429,100	
96	300,800	389,500	429,900	
97	301,800	390,900	430,700	
98	302,900	391,900	431,100	
99	303,900	393,000	431,500	
100	305,000	394,000	431,900	
101	305,900	394,900	432,300	
102	307,000	395,900	432,600	
103	308,100	397,000	432,900	
104	309,100	398,100	433,200	
105	309,700	398,800	433,500	
106	310,600	399,700	433,800	
107	311,400	400,600	434,100	
108	312,200	401,500	434,300	
109	313,100	402,300	434,500	
110	313,500	403,200	434,800	

111	<u>314,300</u>	<u>404,400</u>	<u>435,500</u>		
112	<u>314,800</u>	<u>405,200</u>	<u>435,700</u>		
113	<u>315,400</u>	<u>405,800</u>	<u>435,900</u>		
114	<u>315,800</u>	<u>406,500</u>	<u>436,200</u>		
115	<u>316,300</u>	<u>407,200</u>	<u>436,500</u>		
116	<u>316,800</u>	<u>407,900</u>	<u>436,700</u>		
117	<u>317,400</u>	<u>408,500</u>	<u>436,900</u>		
118	<u>317,900</u>	<u>409,000</u>			
119	<u>318,300</u>	<u>409,400</u>			
120	<u>318,800</u>	<u>409,800</u>			
121	<u>319,300</u>	<u>410,200</u>			
122	<u>319,700</u>	<u>410,500</u>			
123	<u>320,200</u>	<u>410,800</u>			
124	<u>320,700</u>	<u>411,000</u>			
125	<u>321,300</u>	<u>411,200</u>			
126	<u>321,600</u>	<u>411,500</u>			
127	<u>321,900</u>	<u>411,800</u>			
128	<u>322,200</u>	<u>412,000</u>			
129	<u>322,400</u>	<u>412,200</u>			
130	<u>322,700</u>	<u>412,500</u>			
131	<u>323,000</u>	<u>412,800</u>			
132	<u>323,300</u>	<u>413,000</u>			
133	<u>323,500</u>	<u>413,200</u>			
134	<u>323,700</u>	<u>413,500</u>			
135	<u>323,900</u>	<u>413,800</u>			
136	<u>324,200</u>	<u>414,000</u>			
137	<u>324,500</u>	<u>414,200</u>			
138	<u>324,700</u>	<u>414,500</u>			
139	<u>325,000</u>	<u>414,800</u>			
140	<u>325,300</u>	<u>415,000</u>			
141	<u>325,500</u>	<u>415,200</u>			
142	<u>325,700</u>	<u>415,500</u>			
143	<u>326,000</u>	<u>415,800</u>			
144	<u>326,200</u>	<u>416,000</u>			
145	<u>326,500</u>	<u>416,200</u>			
146	<u>326,700</u>				
147	<u>327,000</u>				
148	<u>327,300</u>				
149	<u>327,500</u>				
150	<u>327,700</u>				
151	<u>328,000</u>				
152	<u>328,300</u>				
153	<u>328,500</u>				
再任用職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 略

111	<u>313,900</u>	<u>404,000</u>	<u>435,100</u>		
112	<u>314,400</u>	<u>404,800</u>	<u>435,300</u>		
113	<u>315,000</u>	<u>405,400</u>	<u>435,500</u>		
114	<u>315,400</u>	<u>406,100</u>	<u>435,800</u>		
115	<u>315,900</u>	<u>406,800</u>	<u>436,100</u>		
116	<u>316,400</u>	<u>407,500</u>	<u>436,300</u>		
117	<u>317,000</u>	<u>408,100</u>	<u>436,500</u>		
118	<u>317,500</u>	<u>408,600</u>			
119	<u>317,900</u>	<u>409,000</u>			
120	<u>318,400</u>	<u>409,400</u>			
121	<u>318,900</u>	<u>409,800</u>			
122	<u>319,300</u>	<u>410,100</u>			
123	<u>319,800</u>	<u>410,400</u>			
124	<u>320,300</u>	<u>410,600</u>			
125	<u>320,900</u>	<u>410,800</u>			
126	<u>321,200</u>	<u>411,100</u>			
127	<u>321,500</u>	<u>411,400</u>			
128	<u>321,800</u>	<u>411,600</u>			
129	<u>322,000</u>	<u>411,800</u>			
130	<u>322,300</u>	<u>412,100</u>			
131	<u>322,600</u>	<u>412,400</u>			
132	<u>322,900</u>	<u>412,600</u>			
133	<u>323,100</u>	<u>412,800</u>			
134	<u>323,300</u>	<u>413,100</u>			
135	<u>323,500</u>	<u>413,400</u>			
136	<u>323,800</u>	<u>413,600</u>			
137	<u>324,100</u>	<u>413,800</u>			
138	<u>324,300</u>	<u>414,100</u>			
139	<u>324,600</u>	<u>414,400</u>			
140	<u>324,900</u>	<u>414,600</u>			
141	<u>325,100</u>	<u>414,800</u>			
142	<u>325,300</u>	<u>415,100</u>			
143	<u>325,600</u>	<u>415,400</u>			
144	<u>325,800</u>	<u>415,600</u>			
145	<u>326,100</u>	<u>415,800</u>			
146	<u>326,300</u>				
147	<u>326,600</u>				
148	<u>326,900</u>				
149	<u>327,100</u>				
150	<u>327,300</u>				
151	<u>327,600</u>				
152	<u>327,900</u>				
153	<u>328,100</u>				
再任用職員	233,600	273,900	302,600	330,700	414,800

備考 略

別表第2（第5条関係）

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	449,700
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	450,200
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	450,700
	41	231,000	262,000	351,300	374,000	451,200
	42	232,700	264,400	353,100	375,400	451,700
	43	234,300	266,600	354,700	376,800	452,200
	44	235,900	268,800	356,400	378,300	452,700
	45	237,600	270,900	358,200	379,700	453,200
	46	239,100	273,100	359,900	381,300	453,700
	47	240,400	275,300	361,200	382,900	454,200
	48	241,800	277,300	362,800	384,400	454,700
	49	243,000	279,600	364,000	385,800	455,200
	50	244,400	281,600	365,500	387,300	
	51	245,900	283,500	367,100	388,800	
	52	247,100	285,500	368,700	390,200	

別表第2（第5条関係）

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,300	172,200	261,100	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	263,600	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	265,900	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	268,200	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	270,800	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	273,200	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	275,400	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	277,600	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	279,900	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	282,200	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	284,600	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	286,800	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	289,200	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	291,300	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	293,200	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	295,200	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	297,300	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	299,800	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	302,300	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	305,000	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	307,300	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	309,900	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	312,200	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	314,900	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	317,500	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	319,800	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	322,200	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	324,400	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	326,700	354,100	443,400
	30	211,600	232,300	328,700	355,900	444,200
	31	213,300	235,000	330,900	357,600	445,000
	32	215,000	237,700	333,100	359,500	445,900
	33	216,500	240,300	335,000	361,000	446,800
	34	218,200	243,100	337,100	362,700	447,300
	35	219,900	245,700	339,200	364,200	447,800
	36	221,600	248,400	341,200	366,000	448,300
	37	223,100	250,900	343,200	367,900	448,800
	38	224,800	253,400	345,100	369,400	449,300
	39	226,500	255,900	347,100	370,800	449,800
	40	228,200	258,200	349,000	372,400	450,300
	41	229,800	260,900	350,700	373,500	450,800
	42	231,500	263,300	352,500	374,900	451,300
	43	233,100	265,500	354,100	376,300	451,800
	44	234,700	267,700	355,800	377,800	452,300
	45	236,400	269,800	357,600	379,300	452,800
	46	237,900	272,000	359,300	380,900	453,300
	47	239,200	274,200	360,700	382,500	453,800
	48	240,600	276,200	362,300	384,000	454,300
	49	242,000	278,500	363,500	385,400	454,800
	50	243,400	280,500	365,000	386,900	
	51	244,900	282,400	366,600	388,400	
	52	246,100	284,400	368,200	389,800	

53	248,200	287,300	370,100	391,400
54	249,600	289,700	371,600	392,700
55	250,800	292,000	373,100	393,800
56	252,000	294,500	374,600	394,900
57	253,200	296,500	376,100	396,300
58	254,400	299,000	377,500	397,500
59	255,500	301,300	378,900	398,700
60	256,700	304,000	380,200	400,000
61	258,100	306,400	381,100	401,200
62	259,100	308,800	382,300	402,200
63	260,300	311,300	383,500	403,600
64	261,200	313,600	384,600	404,900
65	262,200	315,800	385,500	406,100
66	263,600	318,000	386,700	407,200
67	265,000	320,100	387,700	408,400
68	266,400	322,300	388,800	409,500
69	268,000	324,200	390,000	410,500
70	269,500	326,300	391,000	411,700
71	271,000	328,400	392,100	412,900
72	272,400	330,400	393,300	414,100
73	273,400	332,500	394,300	414,700
74	274,600	334,600	395,400	415,500
75	275,900	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,300	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	422,600
95	295,100	368,200	411,000	422,900
96	295,900	369,400	411,300	423,100
97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	

再任用職員以外の職員

53	247,200	286,200	369,700	391,000
54	248,600	288,600	371,200	392,300
55	249,800	290,900	372,700	393,400
56	251,000	293,400	374,200	394,500
57	252,200	295,500	375,700	395,900
58	253,400	298,000	377,100	397,100
59	254,500	300,300	378,500	398,300
60	255,700	303,000	379,800	399,600
61	257,100	305,400	380,700	400,800
62	258,300	307,800	381,900	401,800
63	259,500	310,300	383,100	403,200
64	260,400	312,600	384,200	404,500
65	261,400	314,900	385,100	405,700
66	262,800	317,100	386,300	406,800
67	264,200	319,200	387,300	408,000
68	265,700	321,400	388,400	409,100
69	267,300	323,500	389,600	410,100
70	268,800	325,600	390,600	411,300
71	270,300	327,800	391,700	412,500
72	271,700	329,800	392,900	413,700
73	272,700	331,900	393,900	414,300
74	273,900	334,000	395,000	415,100
75	275,200	336,200	396,100	415,800
76	276,400	338,400	397,200	416,300
77	277,700	340,100	398,100	416,600
78	278,800	342,000	399,000	417,000
79	280,000	343,700	400,000	417,400
80	281,200	345,500	401,000	417,800
81	282,400	347,300	401,800	418,100
82	283,300	349,100	402,600	418,500
83	284,500	350,600	403,300	418,900
84	285,700	352,400	404,100	419,200
85	286,700	353,600	404,800	419,500
86	287,600	355,200	405,600	419,900
87	288,300	356,700	406,300	420,300
88	289,300	358,200	407,000	420,600
89	290,300	359,600	407,600	420,900
90	291,200	360,900	408,300	421,200
91	292,100	362,300	408,800	421,500
92	293,000	363,700	409,500	421,700
93	293,300	365,200	409,900	421,900
94	294,000	366,500	410,300	422,200
95	294,700	367,800	410,600	422,500
96	295,500	369,000	410,900	422,700
97	296,300	370,000	411,200	422,900
98	297,100	371,000	411,500	423,200
99	297,900	372,000	411,800	423,500
100	298,600	373,000	412,000	423,700
101	299,500	373,900	412,200	423,900
102	300,000	374,900	412,500	424,200
103	300,500	375,900	412,800	424,500
104	301,000	376,900	413,000	424,700
105	301,200	377,700	413,200	424,900
106	301,600	378,600	413,500	
107	301,900	379,500	413,800	
108	302,100	380,500	414,000	
109	302,300	381,300	414,200	
110	302,500	382,300	414,500	

再任用職員以外の職員

111	<u>303,200</u>	<u>383,700</u>	<u>415,200</u>		
112	<u>303,500</u>	<u>384,700</u>	<u>415,400</u>		
113	<u>303,700</u>	<u>385,300</u>	<u>415,600</u>		
114	<u>303,900</u>	<u>386,200</u>	<u>415,900</u>		
115	<u>304,100</u>	<u>387,100</u>	<u>416,200</u>		
116	<u>304,400</u>	<u>388,000</u>	<u>416,400</u>		
117	<u>304,700</u>	<u>388,800</u>	<u>416,600</u>		
118	<u>305,000</u>	<u>389,500</u>			
119	<u>305,300</u>	<u>390,300</u>			
120	<u>305,600</u>	<u>391,100</u>			
121	<u>305,800</u>	<u>391,700</u>			
122	<u>306,000</u>	<u>392,500</u>			
123	<u>306,200</u>	<u>393,200</u>			
124	<u>306,500</u>	<u>393,900</u>			
125	<u>306,800</u>	<u>394,500</u>			
126		<u>395,200</u>			
127		<u>395,700</u>			
128		<u>396,300</u>			
129		<u>397,000</u>			
130		<u>397,600</u>			
131		<u>398,100</u>			
132		<u>398,600</u>			
133		<u>398,900</u>			
134		<u>399,200</u>			
135		<u>399,500</u>			
136		<u>399,800</u>			
137		<u>400,100</u>			
138		<u>400,400</u>			
139		<u>400,700</u>			
140		<u>401,000</u>			
141		<u>401,300</u>			
142		<u>401,600</u>			
143		<u>401,900</u>			
144		<u>402,200</u>			
145		<u>402,400</u>			
146		<u>402,700</u>			
147		<u>403,000</u>			
148		<u>403,200</u>			
149		<u>403,400</u>			
150		<u>403,700</u>			
151		<u>404,000</u>			
152		<u>404,200</u>			
153		<u>404,400</u>			
154		<u>404,700</u>			
155		<u>405,000</u>			
156		<u>405,200</u>			
157		<u>405,400</u>			
再任用職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 略

111	<u>302,800</u>	<u>383,300</u>	<u>414,800</u>		
112	<u>303,100</u>	<u>384,300</u>	<u>415,000</u>		
113	<u>303,300</u>	<u>384,900</u>	<u>415,200</u>		
114	<u>303,500</u>	<u>385,800</u>	<u>415,500</u>		
115	<u>303,700</u>	<u>386,700</u>	<u>415,800</u>		
116	<u>304,000</u>	<u>387,600</u>	<u>416,000</u>		
117	<u>304,300</u>	<u>388,400</u>	<u>416,200</u>		
118	<u>304,600</u>	<u>389,100</u>			
119	<u>304,900</u>	<u>389,900</u>			
120	<u>305,200</u>	<u>390,700</u>			
121	<u>305,300</u>	<u>391,300</u>			
122	<u>305,500</u>	<u>392,100</u>			
123	<u>305,800</u>	<u>392,800</u>			
124	<u>306,100</u>	<u>393,500</u>			
125	<u>306,300</u>	<u>394,100</u>			
126		<u>394,800</u>			
127		<u>395,300</u>			
128		<u>395,900</u>			
129		<u>396,600</u>			
130		<u>397,200</u>			
131		<u>397,700</u>			
132		<u>398,200</u>			
133		<u>398,500</u>			
134		<u>398,800</u>			
135		<u>399,100</u>			
136		<u>399,400</u>			
137		<u>399,700</u>			
138		<u>400,000</u>			
139		<u>400,300</u>			
140		<u>400,600</u>			
141		<u>400,900</u>			
142		<u>401,200</u>			
143		<u>401,500</u>			
144		<u>401,800</u>			
145		<u>402,000</u>			
146		<u>402,300</u>			
147		<u>402,600</u>			
148		<u>402,800</u>			
149		<u>403,000</u>			
150		<u>403,300</u>			
151		<u>403,600</u>			
152		<u>403,800</u>			
153		<u>404,000</u>			
154		<u>404,300</u>			
155		<u>404,600</u>			
156		<u>404,800</u>			
157		<u>405,000</u>			
再任用職員	224,800	270,700	297,700	324,000	404,800

備考 略

第2

改正後

改正前

(通勤手当)

第22条の3 略

2 略

(通勤手当)

第22条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号において同じ。）につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額（短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
 - ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,700円

3 略

- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員
5,500円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
8,300円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
11,100円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
13,900円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
16,700円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
19,500円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
22,300円
 - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
25,100円
 - コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
27,900円
 - サ 使用距離が片道50キロメートル以上である職員 30,700円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額
- 3 人事委員会に協議して教育委員会規則で定める通勤することが困難である職員であって、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める場合にあつては、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額）をいう。以下同じ。）を負担するものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）による特別急行列車等の利用に係る通勤手当 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第4項第1号において同じ。）につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める通勤することが著しく困難である職員（以下この号において「特別通勤困難職員」という。）にあっては、特別料金等の額に相当する額。以下この項において同じ。）。ただし、当該特別料金等の額の2分の1に相当する額を人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した支給単位期間の月数で除して得た額が2万円（特別通勤困難職員にあっては、4万円。以下この項において同じ。）を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2)・(3) 略

4 略

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の110）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）による特別急行列車等の利用に係る通勤手当 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第4項第1号において同じ。）につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した支給単位期間の月数で除して得た額が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 特別急行列車等の利用に係る通勤手当（前号に掲げる通勤手当を除く。） 支給単位期間（1箇月を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第4項第2号において同じ。）につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額が2万円を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を超えるときは、当該教育委員会規則で定める額

(3) 略

4 略

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

第2

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2の表の改正部分及び第2条中第2の表の改正部分並びに附則第4項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 第1条中第1の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第24条第1項及び第2項、別表第1並びに別表第2の規定は平成30年4月1日から、改正後の給与条例第24条の6第2項の規定及び第2条中第1の表の改正部分による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条中第1の表の改正部分による改正前の公立学校職員の給与に関

する条例又は第2条中第1の表の改正部分による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(通勤手当に関する経過措置)

- 4 第1条中第2の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第22条の3第3項第1号の規定は、平成31年4月1日以後に終了する同号に規定する支給単位期間に係る通勤手当について適用する。この場合において、同日前に開始する同号に規定する支給単位期間に係る通勤手当(同号に規定する特別通勤困難職員に係るものに限る。)については、同号中「特別料金等の額に相当する額。以下この項において同じ。)。ただし、当該特別料金等の額の2分の1に相当する額を人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した支給単位期間の月数で除して得た額が2万円(特別通勤困難職員にあつては、4万円。以下この項において同じ。)を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とあるのは、「人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額)」とする。

(教育委員会規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。